

目的は税收ではなくレジ袋の削減です！

すぎなみ環境目的税

買い物をするときに何気なく受け取っているレジ袋。一見便利でも、使い捨て文化の象徴のようなレジ袋。区は、豊かな環境を子供たちに伝えていくために、レジ袋の削減が必要と考えています。

このレジ袋に課税をする「すぎなみ環境目的税」は、現在の大量生産、大量廃棄の使い捨てのライフスタイルを日常生活の身近なところから見直すきっかけとして、提案したものです。

しかし、区民の皆さんの自主的な努力でレジ袋を削減したいと考え、現在のところ、税の施行はしておりません。

税を実施した際には、廃棄物の減量やリサイクルの推進、屋上緑化、その他環境の保全に税金を使わせていただきます。

平成 18 年 7 月までのレジ袋の削減目標は 54% です。



消費者の方へ ～税金を支払うまで～

課税の 対象

買物などで、商品を運ぶために街の商店やスーパー、コンビニなどから無料又は有料で受け取るプラスチック製の手提げ袋(レジ袋)です。

手提げ部分にミシン目が付いたまま、そのミシン目を抜いていない袋や巾着状の袋を含みます。一方、トイレトペーパーを包んでいる袋のような商品と一体となっているものや商品そのものと認められる袋は該当しません。

税額算定 の単位

街の商店やスーパー、コンビニなどから無料又は有料で譲渡されたレジ袋の枚数です。

税率

レジ袋 1 枚について 5 円です。レジ袋を 2 枚受け取ったときには、10 円をお支払いいただくことになります。

税金を 支払う人

商品を運搬するためのレジ袋を、無料又は有料で受け取る消費者の方です。レジ袋を断ることで、この税金のお支払いは不要になります。

税金の 納め方

- 1 消費者の方には、買物などに際して、街の商店やスーパー、コンビニの事業者の方に買物の代金とともにすぎなみ環境目的税をお支払いいただきます。
- 2 事業者の方には、消費者の方からお預かりした税金を、区に納入していただきます。





事業者の方へ

～税金を納入するまで～

レジ袋譲渡 開始の届出

区内の事業所等でレジ袋の譲渡を開始しようとする事業者の方には、その開始の前日までに、事業者の方の住所、氏名やレジ袋の譲渡開始年月日などを記載した申告書を区長に提出していただきます。

※ すぎなみ環境目的税の実施の際に、すでに区内の事業所等でレジ袋を譲渡している事業者の方は、申告があったものとみなしますので、この届出は必要ありません。

税率の 表示等

区内でレジ袋の譲渡をする事業者の方には、事業所等の見やすい場所に、税率5円の表示などをしていただきます。これは、すぎなみ環境目的税を広く区民の皆さんに知っていただくことと併せて、この税金を区に納入する事業者の方であることを、消費者の方にお知らせするためです。

申告事項の 変更等の届出

申告した事項に変更があったときやレジ袋の譲渡廃止をした場合などは、変更等があった日から10日以内に、そのことを記載した申告書を区長に提出していただきます(申告があったとみなされた事業者の方も含まれます)。

帳簿の 保管等

事業者の方には、帳簿を備え付けていただきます。帳簿は原則として、月毎のレジ袋の譲渡枚数やすぎなみ環境目的税額などを記載し、その記載の日から5年間保存していただくこととなります。この税金は、消費者の方からの預かり税ですので、帳簿への適正な記載が必要です。

申告納入 する人

事業者の方には、課税期間中に消費者の方からお預かりした税金を適切に保管した上で、区に納入していただきます。

課 税 期 間

申 告 納 入 時 期

個人事業者

1月1日から12月31日まで

翌年の1月1日から3月末日まで

法人

法令や定款等に定めている
事業年度

課税期間の末日の翌日から
2ヶ月以内

※ 事業の廃止や事業所等の区外への移転の場合は事業の廃止等の日の翌日から2ヶ月以内に申告してください。

○ 事業者の方が、正当な理由がなく、帳簿に記載すべき事項の記載や帳簿の保存を行わなかった場合、レジ袋の譲渡開始など申告すべき事項を申告しなかった場合等には、過料が科せられます。